

# 中国職務発明に対する実施報酬の支払い ～職務発明規程を設けていなかったため 実施報酬の支払いが命じられた事例～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第86回）

黄峙璋  
再審申請人（一審原告、二審上訴人）

利爾化学株式会社  
被申請人（一審被告、二審被上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概要

中国では従業員の職務発明に対し特許権が付与された場合、奨励金を付与しなければならない、また自社にて当該発明を実施した場合、報酬を従業員に付与しなければならない（専利法第16条）。

しかしながら特許付与時の奨励金については付与している企業が多いものの、自社実施時、他社へのライセンス時に付与すべき報酬について社内で明確な規程が存在しない企業が数多く存在し、従業員との間で紛争となることが多い。

本事件においては、奨励金に加え株式の一部が発明者に支払われていたが、実施に伴う報酬について適切に支払われていたか否かが問題となった。最高人民法院は、既に発明者に十分な支払いが行われていたとした高級人民法院判決<sup>1</sup>を取り消し、150万元（約2,400万円）の報酬を発明者に支払うよう命じる判決を下した<sup>2</sup>。

## 2. 背景

### (1) 特許の内容

利爾化学株式会社（被告）は、新型除草剤（4-アミノ-3, 5, 6-トリクロロピリジン-2-カルボン酸）合成方法と称する発明特許ZL200610021917.5（917特許）を所有している。917特

1 四川省高級人民法院判決（2015）川知民終字第89号民事判決

2 最高人民法院2019年2月10日判決（2018）川民再615号